

# 学校におけるエピペン使用の指針

2016年改訂版 秋田県医師会・秋田県教育委員会

- ① 学校は、食物アレルギーを有している児童生徒を把握し、保護者・本人等とよく相談のうえ個人票を作成し、情報を共有する。
- ② エピペンの処方を受けている児童生徒（以下、当該児童生徒という）の保護者はその由を学校に連絡し、緊急時学校において教職員からの注射を希望する場合には「教職員がエピペン注射をおこなうことに関する依頼書」を毎年度、学校に提出する。学校は、当該児童生徒が複数存在する場合は、一覧表を作成して、緊急時の発生に備える。学校は保護者の同意を得て所管の教育委員会に連絡するとともに、地域の消防機関と連携する。搬送が予想される救急病院とも連携が望ましい。
- ③ 学校は保護者と相談して、学校におけるエピペンの保管場所を決め、全教職員に周知を図る。児童生徒自身が所持する場合は、その場所を確認しておく。月1回は保管及び所持する場所の確認作業をおこない、記録する。
- ④ エピペンを処方した医師は、「学校生活管理指導表」へ記入するとともに、当該児童の特徴、アナフィラキシーの症状や救急対応、エピペンの使用法について解説及び指導をおこなう。この際「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（別紙）を使用する。
- ⑤ 学校は、「緊急時の対応」に関する校内研修会を実施する。特に、当該児童生徒が在籍する場合は、毎年度1回以上、一次救命処置法やアナフィラキシー発生時の模擬訓練を含む研修会を実施するように努める。
- ⑥ 県教育委員会は、学校及び幼稚園・保育所・認定子ども園等の教職員向けの講習会を毎年度開催する。特に当該児童生徒が在籍している学校の管理職及び担当教職員は、研修会へ参加するよう努める。
- ⑦ エピペン使用に際しては、当該児童生徒の特徴と「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」等について事前に理解しておき、確認しておくこととする。
- ⑧ エピペンを使用した後は、速やかに受診する。搬送の救急車には、状況を説明できる教職員等が同乗する。使用したエピペンは専用ケースに収め、救急隊員に渡し病院へ持参する。当該児童生徒の生活管理指導表（写しも可）、症状チェックシート、学校で作成した一覧表等を持参する。軽度のアナフィラキシーのため、エピペンを使用せずに一旦症状が改善した場合でも、アナフィラキシー症状は再度悪化することがあるので、保護者に受診を勧める。
- ⑨ 学校は事後措置として、記録をおこない、所管の教育委員会への連絡、原因究明、再発防止対策、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付申請等をおこなう。
- ⑩ 保護者は、処方医へ連絡し、エピペンの再処方を受ける。
- ⑪ エピペンを再処方した医師は、保護者の同意を得て、県医師会学校保健担当へアナフィラキシー発生の報告をおこなう。